

裁判員経験者との意見交換会議事録

神戸地方裁判所

司会者

それでは、これから裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。私は本日の司会進行を務めさせていただきます神戸地方裁判所判事の丸田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

改めまして、本日は、裁判員経験者の方々には御多用のところ、またお寒い中、意見交換会に御参集くださりまして誠にありがとうございます。

さて、裁判員制度が始まって3年半近くが経過し、神戸地裁本庁では150件近い裁判員裁判が実施されており、おかげさまで順調に裁判が終わっています。これまで、法曹三者、すなわち検察官、弁護士、私ども裁判官は、分かりやすい裁判、とりわけ裁判員の方々が見聞きすれば理解できる裁判の実現のために工夫を重ねてまいりましたが、そのような裁判が実現できているか、今後どのような努力が必要かについては裁判員を経験された方々の御意見が貴重な資料となります。そういうことで、本日は裁判員経験者の方々に御参集いただき、忌憚のない御意見をお伺いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は法曹三者からも、お一人ずつ御参加いただいておりますので、御紹介させていただきます。検察庁から寺田太郎検事、弁護士会から戸谷嘉秀弁護士、裁判所から辻井由雅判事です。いずれも裁判員裁判の経験豊かな法曹三者であり、裁判員経験者の皆様の御意見を今後の裁判員裁判に役立てていけるものと思っております。

次に本日の進行ですが、まず初めに裁判員経験者の方々に裁判員裁判を経験されて、その全般的な御感想をお伺いし、その後、審理と守秘義務を中心に御意見をお伺いしたいと思っております。途中10分程度休憩を取り、今後裁判員になられる方々へのメッセージをいただいた後、最後に

本日傍聴されております報道機関の方々からの質疑応答の時間を20分程度設けさせていただいて、本日の意見交換会を終了させていただく予定です。

なお、本日は、8人の裁判員経験者の方々に御参加いただく予定でしたが、お二人の方から御欠席との御連絡をいただき、お一人の方の御到着が遅れていますので、5人の方で始めさせていただきます。

では、早速、意見交換会に入らせていただきます。まず、最初に、裁判員を経験された全般的な御感想をお伺いしたいと思います。

まず最初に裁判員経験者1番の方ですが、今年5月に傷害致死事件の裁判に参加していただきましたが、全般的な御感想をお願いします。

裁判員経験者1

自分が裁判員をやるということは全く想像していませんでしたが、裁判員を経験して裁判が身近になったと思います。それと、事件が起こってから裁判まで1年くらい経っていたと思いますが、全体的にもう少し早くならないかと思いました。

司会者

裁判員経験者4番の方は、今年1月に強盗殺人で懲役20年という重い判決だった裁判に参加していただきましたが、いかがでしたか。

裁判員経験者4

裁判に参加するまでは裁判員裁判は人ごとでしたが、裁判に参加して、裁判の流れが分かり、また、裁判の意義を考えることができた良い機会だったと感じました。ただ、懲役何年にするとか決めるのは難しかったです。自分達の間では過去の裁判例は刑が軽いと感じ、自分達の間で刑を決められたと思います。そういう意味でも裁判に参加して意義があったと思いますし、それと同時に刑を決める責任の重さも感じました。

司会者

裁判員経験者 5 番の方は、今年 1 月に殺人で、殺意の有無や正当防衛といった争点のある裁判に参加していただきましたが、いかがでしたか。

裁判員経験者 5

検察官の説明が気に入りました。参加して楽しかったです。

司会者

裁判員経験者 7 番の方は、昨年 1 1 月に傷害致死の裁判に参加していただきましたが、いかがでしたか。

裁判員経験者 7

裁判員を経験するまでは事件が起こった後は警察等に任せておけばよいと思っていましたが、実際に裁判に関わってみて、民主国家であるので私達国民が税金を使って裁かせているのだということを感じました。人に刑罰を与えるということは、他所で起きていることではなく国民一人一人が責任を負うものだと感じました。事件については、加害者も被害者も孤独な人で、都会の孤独を感じました。事件が起きた時の新聞の報道を読んで、変な事件だなあと感じた事件でしたので、その辺が印象に残りました。

司会者

裁判員経験者 8 番の方は、昨年 1 2 月にベトナム人の薬物に関する事件、日常生活にはない事件の裁判に参加していただきましたが、いかがでしたか。

裁判員経験者 8

60 数年の人生経験を生かして、裁判員制度に良い影響を与えられればよいと思って、いつ裁判に参加してもよいようにスタンバイしていましたが、仕事もしているので長い裁判は無理かなとも思っていたところ、今回の裁判は仕事も忙しくない時期で丁度良かったと思います。事件については、今回の裁判の被告人は外国人で通訳が入っていましたので、被告人の人となりやどういうことを考えているのかといったことが判断しにくかったと思います。外国人の事件は裁判員裁判はどうかなと感じました。刑については過

去の例に照らして適切に結論を出せたと思います。もう一度裁判員をやる機会があればやらせてもらってもいいかなと感じました。

司会者

ありがとうございました。では、審理について御意見をお伺いしたいと思います。審理が始まりますと、最初に検察官の起訴状朗読、被告人の罪状認否、弁護人の意見陳述と進み、検察官と弁護人の冒頭陳述になります。冒頭陳述は検察官と弁護人が立証しようとする事実をまとめて述べるもので、分かりやすくするよう工夫を重ねているところですが、その冒頭陳述が分かりやすかったかどうか御意見をお伺いしたいと思います。

裁判員経験者 5

検察官、弁護人とも分かりやすかったと思います。

裁判員経験者 4

検察官と弁護人とで資料の作成の仕方や説明の仕方が違っていました。検察官はA3用紙1枚で視覚的にまとめていて、時系列の理解がしやすかったと思います。弁護人は文章で書いているタイプで、分かりやすかったですが、後で確認しにくいというのがありました。

裁判員経験者 7

検察官のものはコンパクトで一覧性があり、説明も淀みなかったのですが、ストーリー性がありすぎて何か補っているものがあるのかなと思いました。弁護人のパワーポイントには違和感がありました。結婚式ではないし、画面が分断されていて、どこが争点なのか分かりにくかったと思います。

寺田検事

補っているというのは、証拠にないことを書いているということですか。

裁判員経験者 7

そうではありません。被告人の話を実際に法廷で聞きましたが、被告人の話は聞き取りにくかったのです。そのような被告人の話しぶりからすると、

検察官が被告人はこう話したと説明しても、それはないんじゃないかと違和感があったということです。

裁判員経験者 1

検察官の説明は分かりやすかったと思います。弁護人の説明は、事件そのものよりも、同情を買うというか、事件に至るまでの被告人の置かれていた環境を感情的な表現も交えて説明している印象で、いかがなものかと感じました。

裁判員経験者 8

冒頭陳述とはこんなものかなという印象でした。分かりやすくまとめられて説明されていたと思います。弁護人の方は文章だけで、被告人が事実を認めていたので情状酌量についての冒頭陳述だったと思います。

司会者

裁判員経験者 8 番の方が担当された裁判は外国人の薬物事件で、事案だけでなく関係者の名前を覚えるだけでも大変だったと思いますが、検察官の説明はよく分かりましたか。

裁判員経験者 8

名前は難しかったです。検察官の人物相関図は大変役立ちました。

戸谷弁護士

弁護人として、冒頭陳述で何をどこまで説明するか、どう表現するかは難しいと感じています。検察官はストーリーがあることの方が多いのですが、弁護人はストーリーがないことの方が多く、話が細切れになりやすいのです。また、犯罪を犯したことに争いがなければ、やったことは悪いことなので、あまり尻込みをしていると、弁護人として話すことがなくなってしまいます。そこで、見方を変えてみたらどうかということで苦慮しているのです。そういうことで、検察官の冒頭陳述のようにきれいにはならないし、同情ということでも力が入るのだと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、証拠調べについてお伺いしたいと思います。証拠調べでは、写真等の書類の内容を見たり、供述調書を読み上げたり、証人や被告人に質問をして答えてもらったりして、その内容が信用できるか判断していますが、法廷で内容を理解して信用できるか判断できたかどうかについて御感想をお伺いしたいのですが。

裁判員経験者 1

法廷で理解できたかという点については、法廷では時間が短く全てをクリアに理解することは難しいと思いました。評議室に戻って、写真をホワイトボードに貼ったりして評議をする中でよく理解できました。

司会者

いろんな証拠の中で印象的なものがありましたか。

裁判員経験者 1

写真は納得性がありました。供述調書についてはその状況の関係もありますが、法廷での尋問はその準備を経たものなので、全てを信用できると思いました。

司会者

供述調書の状況とはどういうことですか。

裁判員経験者 1

事件を起こした後、ホットな頭の中で話した内容が調書化されているものもあり、冷静な中で話したものばかりではないのではないかと思ったということです。

裁判員経験者 4

私が担当した事件ではショッキングな証拠が多かったと思います。強盗殺人の被害者の傷の写真などは見ることで精一杯で、その場で理解して判断することはできませんでした。評議室で評議をする中で冷静に判断することが

できました。

司会者

被告人質問や供述調書についてはどうでしたか。

裁判員経験者 4

被告人がどう思っているかを聞きましたので、被告人本人から直接話を聞くのは重要だと思いました。ただ、被告人は淡々と冷静に話していて、事件を起こしたようには見えませんでした。被告人が少し冷静になったところで、被告人本人の口から直接話が聞けたのは有効だったと思います。

裁判員経験者 5

私が担当した裁判では、被告人と被害者の名前が似ていて分かりにくいということがありました。調書では、被害者の母親の調書が読み上げられましたが、法廷で直接話すのが重要だと思いました。

裁判員経験者 7

先程、都会の孤独というようなことを言いましたが、被告人も被害者も身寄りがなく、法廷で被害者の親族の手紙が読み上げられましたが、縁の薄い遠い関係だと感じ、無理に読んでもらわなくてもよかったと思いました。

凶器については、法廷と評議室で見せてもらいましたが、これを使ったらこうなるだろうなということがよく分かったと同時に、実際に使われたものだということで不快感も感じました。

写真については、遺体の写真等を見せられると聞いていて、実際に御遺体の写真も見ましたが、最初は画像が暗いのか御遺体の色が変わっているのかよく分からず、悲惨さが分かりませんでした。検死の資料と合わせて、初めて御遺体の色が変わっていることが分かりました。そういう意味で写真は役に立ったと思います。

裁判員経験者 8

大麻草を栽培した場所の写真は凄いなと思いました。全体的に証拠は分かり

やすかったと思いますが、写真はよく分かりました。

司会者

共犯者の話を供述調書の読上げ又は証人尋問という形で聞いたと思いますが、その点はどうでしたか。

裁判員経験者 8

被告人自身の役割について、被告人の言い分と違うところがあるというのは分かりました。共犯者の一人が逃亡していて、その人の話が聞けませんでした。その人の話も聞きたかったと思いました。

寺田検事

裁判員経験者 1 番の方は、人の話には距離を置くということですか。

裁判員経験者 1

はい、そうです。

寺田検事

では、供述調書と証人尋問では、どちらがよいとお考えですか。

裁判員経験者 1

人の話を聞いて文書化したものは、意図が入ったり事実以外のものが入り込む余地があると感じました。それは良い悪いではなく事実を重ねなければならないと思うので、判断材料にするのは問題ないと思いますが、写真よりも、それは本当なのかなという感想を持ちました。

寺田検事

裁判員経験者 7 番の方にお聞きしたいのですが、遺体の写真を見せられるというのは、どこでお聞きになりましたか。

裁判員経験者 7

新聞報道で見たことがあります。職場で話したときも、怖い写真を見せられるという話が出ました。

寺田検事

裁判員経験者の方々は、被告人が事実を認めていても、被害者の話を法廷で直接聞いた方が適切な判断ができるとお考えでしょうか。

辻井判事

裁判員経験者4番の方が担当された裁判では、被害者の話は調書だけ、被告人の話は被告人質問だけだったと思いますが、どのような御感想をお持ちですか。

裁判員経験者4

事実認定の点では、被告人の話を直接聞いて新たな事実が分かったというより、事実の裏付けという印象でした。被告人本人が罪をどう認識しているかを知るのには有効でしたが、見方が変わったということはありませんでした。被害者の話については、事件の内容によるかもしれませんが、調べた証拠全てを合わせて適切に認識できたと思います。

司会者

ありがとうございました。では次に、論告、弁論についてお聞きしたいと思います。証拠調べが終わりますと、論告、弁論の手続に入りますが、論告や弁論は分かりやすく説得的であったか御感想をお伺いしたいと思います。

裁判員経験者4

検察官の論告は、冒頭陳述と同様に分かりやすかったと思います。弁護人の弁論は情状酌量を述べられていましたが、被告人は本当に分かっているのか、被告人の話ぶりとギャップを感じました。

司会者

検察官の求刑は懲役25年で、弁護人の意見は懲役7年でしたが、これについてはどう感じられましたか。

裁判員経験者4

被告人の法廷での応対を見て、弁護人の意見には違和感を感じました。

寺田検事

弁護人にも懲役何年といった刑についての意見を述べてもらった方が判断しやすいと感じられましたか。

裁判員経験者 4

私はその方がよいと感じました。過去の裁判の基準はありますが，この裁判ではこうだと示してもらった方がよいと思います。

司会者

裁判員経験者 7 番の方が担当された裁判では，検察官は懲役 10 年を求刑し，弁護人からは何年という意見はありませんでしたが，弁護人からも何年という意見があれば，参考になったと思われませんか。

裁判員経験者 7

判決は懲役 8 年だったと思います。それを聞いて弁護人は頷いていましたが，私は弁護人の弁論と被告人の態度とのズレを感じました。

私は，検察官の論告の際の資料で求刑の所だけが手書きになっていたのが気になりました。

寺田検事

論告については，先に説明を聞いていただくために空けているということがあります。先に結論が分かった上で説明を聞いていただいた方がよいということがありますか。

裁判員経験者 7

私が担当した裁判は事実に争いがなく量刑だけだったので，先に結論があっても良かったかなと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは次に，守秘義務についてお聞きしたいと思います。守秘義務については，裁判の前後に裁判長から説明があったと思いますが，守秘義務について困ったことや工夫すべきこと，その他御感想をお願いします。

裁判員経験者 1

あまり負担は感じていません。自然なことだと思います。

司会者

守秘義務がないと評議で自由に発言できないということはありますか。

裁判員経験者 1

はい、そうです。ただ、法廷でのやり取りと評議室でのやり取りがごっちゃになって、区別するのが難しかったということがありました。

裁判員経験者 4

負担は感じていません。日常生活で裁判について話をする機会もありませんし。逆に、法廷で見聞きしたことはオープンにしてよいという方に驚きましたし、話してはいけないと思いき過ぎなくてもよいと感じました。

裁判員経験者 5

負担はありません。家族や仕事の同僚も関心を持っていないので話もしていません。守秘義務については、評議で自由に意見を言うためには必要だと思います。

裁判員経験者 7

私の周りには裁判の話を知りたいという人がいたので、話したくてむずむずしたことがあります。そのときは、評議室は円卓で私達裁判員の間には裁判官が座っていたとか、裁判官がお湯を入れてくれたとかいう話をしましたが、もっと話したいという気持ちもありました。

裁判員経験者 8

私も負担は感じていません。裁判の話は、家族にも聞かれませんし職場でも聞かれません。ただ、仮に聞かれたとしても、良い経験をしたということくらいしか話さないと思います。守秘義務があるのは当たり前だと思います。

司会者

ありがとうございました。では次に、これから裁判員になられる方へのア

ドバイス等メッセージをお願いします。

裁判員経験者 1

裁判員の経験は貴重な経験で、意義があったと思います。国民の義務ということを考える良い機会でもあるので、臆することなく参加してほしいと思います。

裁判員経験者 4

裁判員を経験する前は、責任の重さ等を考えると負担感があり、よい印象はありませんでした。でも、参加してみると、良い経験だったと思います。一人で考えるのではなく、裁判員と裁判官全員で意識を共有するものですし、裁判官のフォローもありますので、裁判に参加することについて心配は要らないと思います。

裁判員経験者 7

私が担当した事件は事実に争いがなく被告人も反省していたので少し気が楽だったということはありませんでしたが、なりたいたいと思ってもなれるものではなく、事件が起こった後に、どのような人が関わり、どのように処理されるかを見届ける良い機会だと思いますので、負担になることはありますが、せっかくなので参加してみたらよいと思います。

裁判員経験者 8

裁判員の経験は貴重な経験でしたので、他の方も臆することなく参加したらよいと思います。罪を犯したら罰を受けるのは当然のことなので、真剣に参加してほしいと思います。

司会者

ありがとうございました。では、意見交換はここまでとさせていただきます、これからは、傍聴されている報道機関の方々からの御質問をお受けしたいと思います。

記者

裁判員裁判の対象となる事件は多岐にわたりますが、裁判員を経験されて、こういう事件は裁判員裁判に馴染まないんじゃないかという感覚がありますか。

裁判員経験者 1

特にありません。裁判官の説明が丁寧で、誰でも参加できると思いました。

裁判員経験者 4

女性だと心理的にきつい重大事件もあると思います。

記者

ありがとうございました。では次に、評議において自由に意見が言えたかどうかについてお聞きしたいと思います。

裁判員経験者 5

評議の雰囲気は良く、意見は自由に言えたと思います。

裁判員経験者 7

自分の意見は言うという考えの人が多かったようで、皆わあわあと話ができたとします。ものが言えないという雰囲気ではありませんでした。おとなしめの人には裁判官が話を向けてくれました。

記者

ありがとうございました。では次に、審理に長期間を要する裁判員裁判について報道されていますが、審理に数週間あるいは1か月程度を要する裁判員裁判に参加することについて御意見をお聞かせください。

裁判員経験者 8

私の場合、仕事をしていますので、1か月以上は仕事に影響が出てしまいます。参加するか辞退するかは、それぞれの方のその時の状況によると思いますが、受けた以上は最後まで全うすべきだと思います。

裁判員経験者 1

私が勤めている会社には裁判員に関する制度がありますが、初めて裁判員

候補者に選ばれて、それが長期間の審理を要する裁判だったら辞退していたと思います。

裁判員経験者 8

裁判に要する日数ですが、裁判所から送られてきた書面では、裁判にどのくらいの日数を要するのかが分かりにくかったと思います。

記者

裁判員経験者 7 番の方にお伺いします。裁判員になる前に事件報道を見られたということですが、それを見られて、審理への影響はありましたか。

裁判員経験者 7

裁判員裁判は量刑が重いということと法廷でのパフォーマンスが重視されているというような報道は見たことがあります。

司会者

担当された事件の報道は見られましたか。

裁判員経験者 7

事件が起きた当時の報道は見ました。60歳代の男性と40歳代の男性が同居していて、その片方が加害者、もう片方が被害者となり、奇妙な事件だと感じたという印象が残っていました。

司会者

ありがとうございました。これを持ちまして、本日の裁判員経験者の意見交換会を終了させていただきます。本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。